

第4期奈良県医療費適正化計画策定業務委託 公募型プロポーザル評価基準

評価対象	評価項目	提案を求める内容 ／判断材料	評価のポイント	配点 ①×②	基本点数 ①	調整係数 ②
業務履行能力	体制	[様式8] ・業務実施体制 ・担当者の人数 ・業務の分担	・本業務に適したチーム編成がなされているか ・各要員の責任や役割分担が明確に示されているか ・県との連絡調整、検討支援体制が明確に示されているか	10	5	2.0
		[様式9] ・情報管理体制 ・非常事態における対応	・情報管理上の効果的な対策が明確に示されているか ・情報管理に関する従業員への効果的な研修対策(計画)が明確に示されているか	5	5	1.0
	業務実績	[様式3] ・過去10年間の実績	・本業務に活かせるような十分な実績があるか	10	5	2.0
	スケジュール	[様式10] ・スケジュール ・進捗状況管理	・期限までの段階的な成果の共有を想定できているか ・期限までの成果物提出に向けての工程を想定できているか ・業務実施体制や提案内容との整合がとれているか	5	5	1.0
業務内容の理解度 ・分析力 ・提案力	企画提案① 第3期奈良県医療費適正化計画の評価	[様式7-1] ・第3期計画の暫定評価	・本県の医療費を取り巻く状況や計画策定状況を把握した上で、第4期計画策定に向けての提案がなされているか	10	5	2.0
	企画提案② 医療費推計や医療費適正化効果額等の医療費分析	[様式7-2] ・医療費の将来推計	・独自の医療費推計の手法の検討・提案がなされているか	20	5	4.0
	企画提案③ 現状分析に基づく取組方針の提案	[様式7-3] ・医療費等の現状分析 ・行動目標の設定 ・施策・取組案の提示	・現状分析により課題を把握した上で、行動目標や取組の検討手法が提案がされているか	20	5	4.0
	成果物の作成力	・文章構成 ・デザイン	・理論的で分かりやすい文章、構成となっているか ・図やグラフ等を有効に活用しているか	10	5	2.0
価格の妥当性	価格	・参考見積額 ・上記の内訳	※評価点数は、次の式により求める。 評価点数＝10点×(最も安価な見積額／当該提案者が提示する見積額) ただし、小数点以下は切り捨てる。	10		
合 計				100		

◆採点方法

- 採点(基本点数)は5点満点とし、提案内容の評価結果により、次の5段階で行う。
(優れている：5点、やや優れている：4点、普通：3点、やや劣る：2点、劣る：1点)
なお、評価は絶対評価とする。
- 採点方法は、上記項目ごとに合計100点満点で評価を実施する。

◆候補者の選定方法

- 失格者を除いた者のうち、総合点が最も高い者で、かつ審査委員会の合議により認められた者を、契約の相手方の候補者として選定する。
- 最高点の者が複数の場合は、以下のとおり選定する。
ア 評価項目6「企画提案②医療費推計や医療費適正化効果額等の医療費分析」の点数が高い者
イ アが同点の場合は、評価項目7「企画提案③現状分析に基づく取組方針の提案」の点数が高い者
ウ イが同点の場合は、評価項目5「企画提案①第3期奈良県医療費適正化計画の評価」の点数が高い者
エ アからウがいずれも同点の場合は、第一位候補者の選定を審査委員長に一任する。
- 上記2点にかかわらず、次に掲げる項目を満たす場合は候補者として選定しない。なお、提案者が1者の場合もこれを適用する。
ア 総合点が6割未満の場合
イ いずれかの評価項目で審査員の平均点が5割未満の場合